

## 答 申

### 第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が文書の不存在を理由として行った公文書非公開決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書の公開請求

異議申立人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成25年5月29日付けで、実施機関に対し、『岐阜県が外部被ばく年20mSv以上となる地域（自治体）に発出した「放射性物質拡散シミュレーション結果に係る避難想定人口調査票」の依頼文書（以下「放射性物質拡散シミュレーション結果」を「シミュレーション結果」といい、当該調査に係る避難想定人口調査票の依頼文書を「依頼文書」という。）』及び岐南町の調査票』の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対し、依頼文書については公文書公開決定を行い、平成25年6月12日付け原防第35号により、また、岐南町の調査票については、これを作成、取得しておらず不存在を理由として、公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付け原防第36号により、異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として平成25年7月5日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

非公開決定の取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 別件の公文書公開請求により、依頼文書の対象である県内25市町のうち、岐南町以外の24市町の調査票の写しの交付を受けたが、岐南町の調査票（以下「本件請求文書」という。）のみがないことに気付き、本件公開請求を行った。

実施機関に対し、本件請求文書が不存在の理由について問い合わせたところ、岐南町からは電話による回答のみで、本件請求文書は提出されていないとの説明であったが、岐南町から提出を求めるべきである。

(2) 本件請求文書の不存在は、県民の知る権利の軽視、県民の県政への参加を不十分にし、県が説明責任を放棄することにより県政に対する理解と信頼を損なうもので、岐阜県情報公開条例第1条に規定する目的に反する。

(3) 本件請求文書は、岐阜県地域防災計画原子力災害対策計画の重要な基礎データの1つであることから、公文書として当然整備しなければならないが、整備しないことは条例第26条第

2項に反する。これを保管管理しなくてもよいとの実施機関の主張は違法である。

- (4) 実施機関は、シミュレーション結果による実効線量が、岐南町全域においては同程度であることは誰が見ても明らかであり、本件請求文書が不存在であっても正当であると主張する。

しかし、本件請求文書を保持しなければ、担当者の異動等によって、その経緯及び電話による回答の事実が曖昧になる可能性がある。

また、誰が見ても明らかであるなら、そもそも岐南町に依頼する必要はなく、岐南町と同様に、区域全域が同程度の実効線量である他の市町に対して、依頼及び調査票の提出を求めないことから、その対応は矛盾する。

- (5) 平成14年12月6日付け岐阜県情報公開審査会答申第52号における「県政において重要な事案については、可能な限り、(中略)公文書として保有することにより、情報公開の対象とすることを強く要望する。」は、本件処分にも参考となる。

#### 第4 実施機関の主張

実施機関が公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件請求文書について

依頼文書は、岐阜県に最寄りの原子力事業所の位置で、福島第一原発事故と同様の放射性物質が放出されたと仮定した場合における影響を科学的な手法のよりシミュレーションした結果を基に、外部被ばく実効線量が20～100mSv/年及び100mSv/年以上となった県内市町における地区単位での人口を把握することを目的として、県内25市町に対して依頼した避難想定人口の調査に係る文書である。

本件請求文書は、依頼文書の対象である岐南町が提出するシミュレーション結果に係る避難想定人口調査票である。

##### 2 本件処分の理由について

実施機関は、岐南町から、依頼文書に対する回答として、電話による報告を受けたのみであり、調査票は提出がされなかったことから、文書不存在として非公開決定を行ったものである。

##### 3 異議申立人の主張について

###### (1) 文書の不存在の経緯について

シミュレーション結果及び総務省が公表している「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」と岐南町からの電話による報告をもって、避難想定人口の調査の目的は達成できたことから、本件請求文書の提出を求めなかったため、保有するに至らなかったものである。

###### (2) 条例第1条に反するとの主張について

条例第1条は、条例の目的を明らかにしたもので、その解釈・運用の指針となるものではあるが、公文書の作成・収集の基準について定めたものではない。

また、条例に定める公文書公開請求とは、条例第5条に規定するとおり、現に保有する公文書の公開を求めるものであり、実施機関に対し、新たな公文書の作成等を義務付けるものではない。

請求された公文書を保有していない場合には、条例第12条第1項の規定により、文書不存在を理由とする非公開決定を行うこととなる。

したがって、条例第1条を理由とする異議申立人の主張は妥当ではない。

また、実施機関は、岐南町から電話報告を受けている旨とその内容について、異議申立人に対し複数回にわたり説明しており、説明責任の放棄にも当たらない。

###### (3) 条例第26条第2項に反するとの主張について

条例第26条第2項は、県民の公文書の公開を求める権利を適正に保障するために、公文書の検索に必要な資料を作成して、実施機関にどのような公文書があるのかを明らかにしておくことを定めたものである。

また、「公文書の検索に必要な資料」とは、岐阜県公文書規程第2条に規定する文書管理システムが提供する公文書の目録を指すものであり、公文書それ自体ではないので、条例第26条第2項を理由とする異議申立人の主張は妥当ではない。

#### (4) その他の異議申立人の主張について

避難想定人口の調査内容は、前記1の述べたとおり、県内25市町における地区単位での人口を、機械的に積み上げるものである。そして、岐南町においては、区域全域が同程度の実効線量であることは誰が見ても明らかであることから、担当者等の裁量が入る余地はなく、担当者の異動でその事実が曖昧になるものではない。

また、今回の調査を通して、県内25市町に対して、シミュレーション結果の再確認、意識を図ることをも目的として、区域全域が同程度の実効線量である市町も含め一律に調査を実施している。

したがって、岐南町から電話による報告によっても、調査の目的が達成されている。

#### (5) 以上のとおり、異議申立人の主張は認めることができず、本件処分は妥当である。

### 第5 審査会の判断

#### 1 本件請求文書の不存在の妥当性について

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、本件請求文書の特定及び不存在については異議申立人と実施機関との間に争いが認められないので、本件請求文書の不存在の妥当性について、以下判断する。

異議申立人は、本件請求文書の提出を求めた上で保管すべきであると主張するが、実施機関が行った調査の目的及び内容、並びに本件請求文書を作成又は取得していない経緯に係る説明が不合理とまではいえず、また調査内容に係る岐南町の状況を考慮すると、その回答の事実が曖昧になるといった可能性は極めて低いものと認められる。

また、当審査会が実施機関に再度確認したところ、本件請求文書に該当する公文書は存在しないとの回答であった。

したがって、実施機関が本件請求文書の不存在を理由として非公開とした決定は、妥当である。

なお、本件に関しては、一町からの回答に係る文書及びそれに代わる電話録取の記録等もないことは、必ずしも適切な対応とは言えないと思われる。

今後は、行政の職務遂行上、作成又は取得することが必要な場合もあることを考慮し、電話による回答を受けた場合には、その録取内容等を記録する等、公文書の作成又は管理に適正を期する対応が望まれる。

#### 2 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

| 審 査 の 経 過  |                         |
|------------|-------------------------|
| 平成25年7月11日 | ・実施機関から諮問を受けた。          |
| 平成25年8月7日  | ・実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。 |

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 平成25年8月12日                | ・異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。                                    |
| 平成25年9月3日                 | ・異議申立人から意見書を受領した。  |
| 平成25年9月11日<br>(第120回審査会)  | ・諮問事案の審議を行った。  |
| 平成25年10月23日<br>(第121回審査会) | ・諮問事案の審議を行った。<br>・実施機関から口頭意見陳述を受けた。<br>・異議申立人から口頭意見陳述を受けた。 |
| 平成25年12月5日<br>(第122回審査会)  | ・諮問事案の審議を行った。  |

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

| 役職名 | 氏名    | 職業等              | 備考 |
|-----|-------|------------------|----|
|     | 栗津 明博 | 朝日大学法学部教授        |    |
|     | 石川 晴代 | 元岐阜県商工会女性部連合会副会長 |    |
|     | 加藤 千鶴 | 弁護士              |    |
|     | 桑原 一男 | 行政書士             |    |
| 会長  | 森川 幸江 | 弁護士              |    |

(五十音順)